

## 重要事項等説明書（契約概要・注意喚起情報）

この重要事項等説明書は、「契約概要」「注意喚起情報」の2つで構成されています。新・海外旅行保険【off!】をご契約いただくにあたっての重要な事項および個人情報の取扱いについてのご説明となりますので内容を十分にご確認ください。この重要事項等説明書の主な用語のご説明は、「契約概要」の＜用語のご説明＞に記載しています。なお、ご契約者と被保険者（保険の対象となる方）が異なる場合は、被保険者となる方にもこの重要事項等説明書の内容をお伝えください。また、ご契約の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。

\* 取扱代理店は当社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

### 契約概要 のご説明

ご契約に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご契約になる前に必ずお読みいただき、お申し込みくださるようお願いいたします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、普通保険約款および特約等をご確認ください。また、ご不明な点については、当社までお問い合わせください。

### 1. 商品の仕組みおよび引受条件等

#### (1) 商品の仕組み

新・海外旅行保険【off!（オフ）】は、新・海外旅行保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。この保険は、海外旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガまたは病気等により、被保険者が損害を被った場合に保険金をお支払いします。被保険者の範囲や保険金が支払われる事故の種類を、特約をセットすることでお選びいただくことができます。ただし、治療費用保険金は必ずセットする必要があります。

\* 家族旅行特約をセットしたご契約（ファミリープラン、カップルプラン）の被保険者の範囲は、契約画面の本人欄に入力された方（以下「本人」といいます。）と一緒に旅行される以下の方のうち、契約画面に入力された方となります。

○本人の配偶者（旅行後に婚姻届出を予定されている方を含みます。）

○本人または配偶者と生計を共にする、①同居の親族 ②別居の未婚の子

#### (2) 補償内容

##### ① 保険金をお支払いする主な場合

支払われる主な保険金は次のとおりです。家族旅行特約をセットした場合の補償内容等についての詳細は、契約画面の約款等でご確認ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合
治療費用 (基本契約)	<p>被保険者が以下の①～③のいずれかに該当したことにより、以下のア～キ等の費用（※1）のうち被保険者が治療のため現実に支出した金額（※2）をお支払いします。ただし、①に該当した場合は事故の発生の日からその日を含めて180日以内、②または③に該当した場合は医師の治療を開始した日からその日を含めて180日以内に要した費用にかぎります。なお、ケガまたは病気の事由の発生1回につき、治療費用保険金額を限度とします。</p> <p><b>＜お支払い対象となる主な場合＞</b></p> <p>① 責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、医師の治療を受けた場合</p> <p>② 責任期間中に発病（※3）した病気または責任期間終了後72時間以内に発病した病気により、責任期間終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始した場合。ただし責任期間終了後72時間を経過するまでに発病した病気の原因が、責任期間中に発生したものにかぎります。</p> <p>③ 責任期間中に特定の感染症に感染したことにより、責任期間が終了した日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を開始した場合</p> <p>（※1） 国内外を問わず治療を受けた被保険者が病院等に直接支払う費用をい</p>

す。ただし、健康保険・労災保険および海外における同様の制度等により直接支払う必要のない費用は除きます。以下同様とします。

（※2） 社会通念上妥当な額とします。なお、カイロプラクティック、鍼（はり）または灸（きゅう）の施術者による治療のために支出した金額は対象になりません。

（※3） 責任期間開始前から発病していたと医師が診断した場合（既往症や持病）等は、被保険者の自覚を問わず対象になりません。

（注） 病気の原因の発生時期、発病の時期、治療を開始した時期等は医師の診断によります。以下同様とします。

#### ＜お支払い対象となる主な費用＞

ア. 医師または病院に支払った診察費・入院費等の費用

イ. 義手および義足の修理費

ウ. 入院または通院のための交通費

エ. 治療のために必要な通訳雇入費

オ. 保険金請求のために必要な医師の診断書の費用

カ. a. 入院により必要となった国際電話料等通信費

b. 入院に必要な身の回り品購入費（5万円を限度とします。）

ただし、1回のケガまたは1回の病気につきa.b.を合計して20万円を限度とします。

キ. 当初の旅行行程を離脱したことで必要となった当初の旅行行程に復帰または直接帰国するための交通費および宿泊費。ただし、払戻しを受けた金額または負担することを予定していた金額は差し引いてお支払いします。 など

特約の種類	保険金をお支払いする主な場合
傷害死亡・ 後遺障害保険 金補償特約◎	<p><b>＜傷害死亡保険金＞</b> 責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、傷害死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、既に後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。</p> <p><b>＜後遺障害保険金＞</b> 責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて傷害死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、傷害死亡・後遺障害保険金額を限度とします。</p>

(1 ページのつづき)

<p>疾病死亡危険補償特約◎</p>	<p>被保険者が以下の①～③のいずれかに該当した場合、疾病死亡保険金額の全額をお支払いします。</p> <p>① 責任期間中に病気により死亡した場合</p> <p>② 責任期間中に発病した病気または責任期間中に原因が発生し、責任期間終了後72時間以内に発病した病気により、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合。ただし、責任期間終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始し、その後も引き続き医師の治療を受けていた場合にかぎりず。</p> <p>③ 責任期間中に感染した特定の感染症により、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合</p>	<p>賠償責任補償特約◎ (※1)</p>	<p>責任期間中に偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物(宿泊施設の客室、宿泊施設のルームキー、賃貸業者から被保険者または契約者が賃借した旅行用品等を含みます。)を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(免責金額はありません。)。ただし、1回の事故につきお支払いする損害賠償金は、賠償責任保険金額を限度とします。</p> <p>(注1) 被保険者が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負ったときも損害賠償金をお支払いします。</p> <p>(注2) 賠償金額の決定には、事前に当社の承認を必要とします。</p>
<p>救援者費用等補償特約◎ (※1)</p>	<p>被保険者が以下の①～⑥等のいずれかに該当したことにより、以下のア～カ等の費用のうち保険契約者、被保険者または被保険者の親族が現実に支出した金額(*1)をお支払いします。</p> <p><b>&lt;お支払い対象となる主な場合&gt;</b></p> <p>① 責任期間中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをして継続して3日以上入院した場合</p> <p>② 責任期間中に発病した病気(妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病、歯科疾病は含まれません。)により継続して3日以上入院した場合。ただし、責任期間中に医師の治療を開始していた場合にかぎりず。</p> <p>③ 責任期間中に搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合</p> <p>④ 責任期間中に急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合</p> <p>⑤ 責任期間中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをして、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合</p> <p>⑥ 疾病または妊娠、出産、早産もしくは流産を直接の原因として責任期間中に死亡した場合</p> <p style="text-align: right;">など</p> <p><b>&lt;お支払い対象となる主な費用&gt;</b></p> <p>ア. 遭難した被保険者を捜索、救助または移送する活動に要した費用</p> <p>イ. 救援者(*2)の現地(*3)までの航空機等の往復運賃(救援者3名分を限度とします。)</p> <p>ウ. 現地および現地までの行程における救援者の宿泊施設の客室料(救援者3名分を限度とし、かつ救援者1名につき14日分を限度とします。)</p> <p>エ. 治療を継続中の被保険者を自国の病院等へ移転するための費用。ただし、払戻しを受けた運賃または負担することを予定していた運賃および治療費用保険金で支払われるべき費用は差し引いてお支払いします。</p> <p>オ. a. 救援者の渡航手続費 b. 救援者・被保険者が現地で支出した交通費 c. 被保険者の入院・救援に必要な身の回り品購入費および国際電話料等通信費等 ただし、治療費用保険金で支払われる費用を除き、a～c.を合計して20万円を限度とします。</p> <p>カ. 被保険者が死亡した場合の遺体処理費用(100万円を限度とします。)および自国への遺体輸送費用。ただし、払戻しを受けた運賃または負担することを予定していた運賃等は差し引いてお支払いします。</p> <p style="text-align: right;">など</p> <p>(*1) 社会通念上、妥当な額とします。</p> <p>(*2) 現地へ赴く被保険者の親族(これらの方の代理人を含みます。)をいいます。</p> <p>(*3) 事故発生地、被保険者の収容地または被保険者の勤務地をいいます。</p>	<p>携行品損害補償特約◎ (※1)</p>	<p>責任期間中に携行品が、盗難・破損・火災等の偶然な事故により損害を受けた場合、携行品1つ(1個、1組または1対)あたり10万円(保険の対象が乗車券等である場合は合計して5万円)を損害額の限度として、時価額または修繕費のいずれか低い額をお支払いします(免責金額はありません。)</p> <p>ただし、携行品損害保険金額をもって、保険期間中のお支払いの限度とします。なお、携行品損害保険金額が30万円を超える契約の場合、盗難、強盗および航空会社等寄託手荷物不着による損害については、30万円を保険期間中のお支払いの限度とします。</p> <p>(注1) 携行品とは、バッグ、カメラ、時計、衣類、旅券等、被保険者が責任期間中に携行する、被保険者所有または被保険者が旅行前に旅行のために無償で借り入れた身の回り品をいいます。ただし、居住施設内(居住施設が一戸建住宅の場合はその住宅の敷地内、集合住宅の場合は被保険者が居住している戸室内をいいます。)にある間、携行しない別送品および下記のものには保険の対象に含まれません。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>◇現金、小切手 ◇クレジットカード、自動車・原動機付自転車以外の運転免許証、定期券 ◇コンタクトレンズ、義歯 ◇船舶、自動車、原動機付自転車 ◇動物、植物 ◇稿本、設計書 ◇商品もしくは製品等 ◇業務の目的のみに使用される設備もしくは什器等 ◇データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物 ◇危険な運動(ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンングライダー搭乗等)を行っている間のその運動のための用具およびウインドサーフィン、サーフィン等の運動を行うための用具</p> <p style="text-align: right;">など</p> </div> <p>(注2) 「時価」とは同等なものを新たに購入するのに必要な金額から、使用や経過年月による消耗分を差し引いて現在の価値として算出した金額をいいます。</p> <p>(注3) 旅券の損害については、1回の事故につき5万円を限度として、発給費用(宿泊費・交通費等を含みます。)をお支払いします。</p> <p>(注4) 自動車・原動機付自転車の運転免許証の損害については、国または都道府県に納付した再発給手数料をお支払いします。</p>
<p>航空機寄託手荷物遅延等費用補償特約◎ (※1)(※2)</p>	<p>航空機搭乗時に航空会社に預けた手荷物の目的地への到着が6時間を超えて遅れた場合、目的地への到着後、96時間以内に購入等した衣類(下着、寝間着等必要不可欠な衣類にかぎりず。)*生活必需品(洗面用具、かみそり、くし等をいいます。)*の費用およびやむを得ず必要となった身の回り品(購入した衣類や生活必需品を持ち運ぶためのかばん等をいいます。)*の費用を、10万円を限度としてお支払いします。</p> <p>(注) 手荷物が被保険者のもとに到着した時以降に購入等した費用は除きます。</p>		



(2ページのつづき)

航空機遅延費用等補償特約(※2)	被保険者が以下の①または②のいずれかに該当し、被保険者がそれぞれの地で現実に支出した以下の費用(社会通念上妥当な額とします。)を負担することによって損害を被った場合、2万円を限度として保険金をお支払いします。 <b>&lt;お支払い対象となる主な場合&gt;</b> ① 出発地(着陸地変更の場合の着陸した地を含みます。)において、搭乗予定航空機が6時間以上の出発遅延、欠航、運休もしくは搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能または搭乗した航空機の着陸地変更により、6時間以内に代替機を利用できない場合 ② 乗継地において、搭乗した航空機の遅延(被保険者が搭乗予定の航空機の出発遅延、欠航等または被保険者が搭乗した航空機の着陸地変更を含みます。)によって、乗継予定航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から6時間以内に代替機を利用できない場合 <b>&lt;お支払い対象となる主な費用&gt;</b> 宿泊施設の客室料、食事代、国際電話料等通信費、目的地において提供を受けることを予定していたが、提供を受けることができなかった旅行サービスの取消料、交通費(宿泊施設への移動に要するタクシー代等の費用等) など
------------------	--

- (※1) ファミリープラン、カップルプランの場合は、携行品損害、救援者費用、賠償責任、航空機寄託手荷物遅延等費用については、本人および本人と一緒に旅行されるご家族のうち、契約画面に入力された方(被保険者)全員で一つの保険金額を共有します。
- (※2) 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いしますので、事故、損害額の証明書類をお持ち帰りください。
- (注1) 契約タイプ(PAタイプ、PBタイプ等)のご契約には、◎印のついた特約がセットされています。
- (注2) 上記以外にも家族旅行特約等があります。家族旅行特約をセットされる場合は、一部補償内容が異なりますので、ポケットガイド(ご契約のしおり・約款集)等でご確認ください。

② 保険金をお支払いできない主な場合

次に掲げる事由によって生じたケガ・病気・損害に対しては保険金をお支払いしません。なお、保険金をお支払いできない場合の詳細につきましては、ポケットガイド(ご契約のしおり・約款集)等の「**保険金を支払わない場合**」をご確認ください。

保険金の種類	保険金をお支払いできない主な場合
治療費用、傷害死亡・後遺障害、疾病死亡	■故意または重大な過失 ■自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ■戦争、その他の変乱(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等 ■妊娠、出産、早産または流産 ■歯科疾病 ■頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ■無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、シンナー等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ■(治療費用、傷害死亡・後遺障害の場合)自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 ■(傷害死亡・後遺障害の場合)脳疾患、疾病または心神喪失 など
救援者費用	■故意、重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為(※1) ■無資格運転、酒気を帯びた状態での運転(いずれも事故の日からその日を含めて180日以内にケガにより死亡された場合を除きます。) ■麻薬、シンナー等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ■戦争、その他の変乱(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等 ■頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ■妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病もしくは歯科疾病による入院 など

賠償責任	■故意 ■戦争、その他の変乱(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等 ■被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ■被保険者の同居の親族、旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任 ■心神喪失に起因する損害賠償責任 ■航空機、船舶、車両、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ■被保険者が所有、使用または管理する財物の破損について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任(※2) など
携行品損害	■故意または重大な過失 ■戦争、その他の変乱(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等 ■無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、シンナー等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転による損害 ■携行品の欠陥、または自然の消耗、性質によるさび・変色、機能に支障をきたさない外観の損害 ■置き忘れまたは紛失 ■偶然な外来の事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故 ■国等の公権力の行使(※3) など
航空機寄託手荷物遅延等費用、航空機遅延等費用	■故意、重大な過失または法令違反 ■戦争、その他の変乱(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等 ■地震、噴火またはこれらによる津波 など

- (※1) 責任期間中に被保険者が自殺行為を行った場合で、その行為の日からその日を含めて180日以内に死亡されたときは、救援者費用保険金をお支払いします。
- (※2) 宿泊施設のルームキー、賃貸業者から借りた旅行用品等はお支払いの対象となります。
- (※3) 火災消防または避難処置による場合や、空港等における安全確認検査等において、手荷物にかけていた錠が壊された場合を除きます。

(3) 保険期間(保険のご契約期間)

保険期間は、旅行行程にあわせて設定してください(最長92日まで)。保険期間中であっても、旅行行程開始前および旅行行程終了後に生じた事故に対しては、保険金をお支払いできません。

(4) 引受条件(保険金額等)

ご契約いただくにあたって、次の点にご注意ください。

- お申込人(ご契約者)は次のすべての条件を満たされている方となります。
  - お申込時点で日本国内に在住されている方
  - 日本国内からアクセスしている方
  - 個人の方(企業等の組織名ではご加入いただけません。)
  - クレジットカードを保有している方(クレジットカード会員本人とし、法人カードは不可)
- ご旅行者(被保険者)は、お申込み時点で日本国内に在住されている方となります。海外に永住されている方やお申込み時点で日本国外に永住権または市民権をもって居住されている方、帰国予定のない方は、この保険の対象とはなりません。また、お申込み時点でご旅行者(被保険者)が既に日本から出国されている場合は、この保険の対象とはなりません。
- ご契約いただく保険金額の設定については、次の点にご注意ください。また、実際にご契約いただくにあたってのお客さまのご契約の保険金額につきましては、契約画面にてご確認ください。
  - ご契約金額は被保険者の方の年齢・年収等に照らして適正な金額となるように設定してください。
  - 被保険者が満15歳未満の場合またはご契約者と被保険者が異なる場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額および疾病死亡保険金額は他の保険契約等と通算して1,000万円が上限になります。

## 2. 保険料

保険料は、保険金額、保険期間、渡航先等によって決定されます。また実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、契約画面にてご確認ください。

## 3. 保険料の払込方法について

保険料の払込方法は、お申込人（契約者）本人名義のクレジットカードによる払込みのみとなります（法人カードはご利用いただけません。）。

保険契約成立後、保険料はクレジットカード会社の会員規約に基づき所定の期日にクレジットカードの取引口座より引き落とされます。お支払い方法は、1回払のみとなります。

<現在ご利用いただけるクレジットカード>

UC・JCB・OMC・セディナ・クレディセゾン・VISA・MASTER・DC・JACCS・NICOS・UFJ・イオン・ダイナースクラブ・オリコ・アメックス・アプラス・楽天KC

## 4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

## 5. 解約返れい金の有無

ご契約を解約される場合は、インターネット上の専用サイトもしくはお電話で当社までご連絡ください。ご旅行出発前・後にかかわらず、所定の方法で契約時の条件により計算した額を解約返れい金としてお支払いいたします。

## <用語のご説明>

この重要事項等説明書において、主な用語の定義は以下のとおりです。

用語	用語の定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
責任期間	保険期間中で、かつ、旅行行程中をいいます。
他の保険契約等	海外旅行総合保険、新・海外旅行保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
テロ行為	政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯する者がその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。
特定の感染症	コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、黄熱、重症急性呼吸器症候群（SARS）、エボラ出血熱、高病原性鳥インフルエンザ、赤痢等をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。
旅行行程	海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程をいいます。

保険会社等の相談・苦情・連絡窓口 ◆おかけ間違いにご注意ください。

### ● 当社への相談・苦情・お問い合わせ

損保ジャパンと日本興亜損保は、関係当局の認可等を前提として、2014年9月1日に合併し、「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」になります。2014年8月31日までは損保ジャパンまたは日本興亜損保の窓口まで、2014年9月1日以降は損害保険ジャパン日本興亜株式会社の窓口までお問い合わせください。

ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。

【窓口：損保ジャパン／損保ジャパン日本興亜 カスタマーセンター】

0120-888-089

【窓口：日本興亜損保 カスタマーセンター】

0120-919-498

<受付時間>

平日 午前9時～午後8時

土日祝日 午前9時～午後5時

(12月31日～1月3日は休業)

### ● 保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】

0570-022808<通話料有料>

PHS・IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

<受付時間>

平日 午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。）

<インターネットホームページアドレス> <http://www.sonpo.or.jp/>

### ● 保険金をお支払いする事由が発生した場合

保険契約証とセットで郵送している「ポケットガイド（ご契約のしおり・約款集）※」には、保険金のご請求手続きや当社の新・海外旅行保険に関する事故時のサービスを掲載しておりますので、ご確認ください。

ケガ・病気の場合は、「ポケットガイド（ご契約のしおり・約款集）※」に記載の海外メディカルヘルプラインに、その他のトラブルの場合は海外ホットラインにただちに連絡ください。

※ご契約締結時に、保険契約証およびポケットガイド（ご契約のしおり・約款集）の送付を希望されなかった場合、ご契約締結時に印刷していただいた契約確認書等をご確認ください。